

特定相談支援事業・障害児相談支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ソラティオが開設するソラティオ 23(以下「事業所」という。)が行う特定相談支援事業及び障害児相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者(以下「従業者」という。))が、障害者(児)に対し、適正な事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

- 2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者又は保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する特定相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 2 名 称:ソラティオ23
- 3 所在地:東京都荒川区南千住二丁目8番6号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 2 管理者 1名
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、特定相談支援等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 3 相談支援専門員 4名以上

[<ol style="list-style-type: none">1. 管理者 1名(他事業及び相談支援専門員を兼務)2. 相談支援専門員 4名以上
---	--

相談支援専門員は、障害者(児)等からの基本的な相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 2 営 業 日:月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 3 営 業 時 間:午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 4 サービス提供時間:上記営業時間の内、8時間とする。

(事業の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 事業の提供方法は、事業所の相談室又は利用者の居宅にて、面接による利用者本人又は家族等からの聞き取り等によるものとする。利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等から解決すべき課題を分析し、利用者の希望する生活や、自立した日常生活を営むことができるよう支援をする。

- 1) 基本相談
- 2) サービス利用支援(サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成等)
- 3) 継続サービス等利用支援(モニタリング等)

2 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、障害者総合支援法第51条の17第2項及び児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定された計画相談支援給付費等の額の支払を受けるものとする。

- 3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して事業を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。

- 4 前2及び3項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。
- 5 第2及び3項の費用の額に係る事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は定めない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、荒川区とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区へ報告する。

- 2 虐待の防止に関する責任者の選定及び虐待防止委員会の設置
- 3 成年後見制度の利用支援
- 4 苦情解決体制の整備
- 5 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修(年1回以上の虐待防止チェックリストを含む)の実施

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1)採用時研修 採用後2カ月以内
- 2)継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ソラティオと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第11条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。

(1)相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

(2)地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年8月1日から施行する。